

政策研究大学院大学教員就業規則

（平成16年4月1日）
16規則第1号

改正 平成20年4月1日20規則第4号
平成21年4月1日21規則第6号
平成23年6月28日23規則第13号

（目的）

- 第1条** この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第89条の規定により、政策研究大学院大学（以下「政策研究院」と称する。）に勤務する教員（政策研究大学院大学短時間勤務教職員の就業に関する規程（平成20年20規程第7号）に定める者を除く。）の就業について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 政策研究院は、教員の人格と自主性を尊重し、労働条件の維持向上に努め、また、教員の職務遂行意欲の高揚、教員の能力開発に努力を傾注し、適正な人材配置を行うことにより、全体としての人的効果を高めなければならない。
 - 3 教員は、大学人としての使命を認識し、そのプロフェッショナルとしての立場を自覚し、職責を全うしなければならない。
 - 4 政策研究院及び教員は、絶えざる挑戦と革新を誓い、秩序ある和のもとに、一体となって政策にかかると教育の発展に貢献しなければならない。

（法令との関係）

- 第2条** 教員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、法、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及びその他の法令の定めるところによる。

（専門業務型裁量労働制）

- 第3条** 教授研究の業務に従事する教員（主として研究の業務に従事する場合に限る。）については、労使協定を締結し、法第38条の3に定める専門業務型裁量労働制を適用する。ただし、業務内容、職場規律、職場秩序、施設利用、連絡調整に関する事項等についての指示はこの限りでない。
- 2 始業及び終業時刻並びに休憩時間は、専門業務型裁量労働制が適用される教員の裁量によるものとする。
 - 3 所定の勤務日の勤務時間は、労使協定で定める時間とみなす。

（フレックスタイム制）

- 第4条** 前条の規定の適用を受けない教員については、フレックスタイム制を適用する。
- 2 フレックスタイム制における労働時間の清算期間は毎月1日から末日までの1か月間とし、清算期間における労働時間は、当該期間を平均して1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で、1日7時間45分に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。
 - 3 1日の標準労働時間は7時間45分とする。
 - 4 始業及び終業の範囲並びに休憩時間については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 始業 午前7時から午前10時まで
 - (2) 終業 午後3時から午後10時まで
 - (3) 休憩時間 午後0時から午後1時まで

（試用期間）

- 第5条** 教員として採用された日から6月間は、試用期間とする。ただし、特に認めるときは、試用期間を設けないことがある。
- 2 政策研究院は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、試用期間中の教員を解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することがある。
 - 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

（休日）

- 第6条** 教員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び1週間において当該教員が定める1日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定によりフレックスタイム制が適用される者にあつては、前項第1号を「日曜日及び土曜日」と読み替えて適用する。

（時間外・休日勤務）

第7条 業務の都合により、法第36条に定めるところにより、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。

2 前項の規定により時間外勤務を命じる場合に1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の労働時間中に置かれる休憩時間を含む。）を労働時間の途中に置くものとする。

3 前条第1項の休日は、業務上特に必要があるときは、当該休日をその属する1週間（1週間は、土曜日から金曜日までとする。以下同じ。）の期間内の所定の勤務日に、事前に振り替えることができる。

4 所定の休日に教員に勤務を命じた場合において、前項による事前の休日の振替が困難であるときは、当該教員に代休を命じることができる。

5 前項による代休は、無給とする。

（休暇）

第8条 教員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項に規定する教員の休暇については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）及び人事院規則の例による。

（給与）

第9条 教員の給与については、政策研究大学院大学教職員給与規程（平成16年16規程第3号）の定めるところによる。

（定年）

第10条 教員の定年は、満65歳とする。この場合、退職の日は定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

2 前項の規定は、任期を定めて雇用される者には適用しない。

（退職）

第11条 前条に定めるもののほか、教員が次の各号の一に該当する場合には、退職とする。

- (1) 退職を願い出て承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
- (2) 任期を定めて雇用されている場合、その任期が満了したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 休職の期間が満了した場合において、なお休職の事由が消滅しないとき

（解雇）

第12条 教員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合

2 教員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間にあつては解雇することができない。ただし、法第81条の規定による打切補償を行う場合、又は天災地変その他やむを得ない事由（労働基準監督署長の認定を受けたものに限る。）のために事業の継続が不可能となった場合は、この限りでない。

- (1) 業務上の負傷又は疾病による療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性が、法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

4 第1項及び第2項の規定による解雇を行う場合においては、30日前にその予告をするか、又は法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は平均賃金を

支払った日数に応じて短縮することができる。

(研修)

第13条 政策研究院は、教員が強い使命感と高い専門性をもって、職務を遂行することができるよう能力開発のための多様な研修の機会を提供する。

2 政策研究院は、教員が職務に係る自己啓発活動を意欲的に行えるよう、適切な支援方を講ずるよう努力する。

3 政策研究院は、教員が勤務場所を離れて職務以外の研修をすることについて、職務に支障のない限り認めることができる。

(休職)

第13条の2 教員の休職については、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）及び人事院規則の例による。

(秘密の遵守)

第14条 教員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教員の倫理)

第15条 教員は国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令101号）の例によりその職務に係る倫理を遵守しなければならない。

(表彰)

第16条 政策研究院は、教員がその職務の遂行を通して、政策研究院の社会的な名声（評価）を高め、又は政策研究院の運営管理において顕著な功績を挙げたと認められるときは、当該教員を表彰することができる。

(懲戒)

第17条 政策研究院は、教員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒に処する。

(1) 無断欠勤、遅刻、早退を繰り返すなど、正当な理由なしに勤務を怠った場合

(2) 故意又は重大な過失により政策研究院に損害を与えた場合

(3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

(4) 政策研究院の名誉又は信用を著しく傷つけた場合

(5) 政策研究院の教員として社会通念上ふさわしくない非行があった場合

2 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告の区分によるものとする。

(1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けずに即時に解雇する。

(3) 停職 2月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 減給 1回の額が法第12条に規定する平均賃金の半日分を超えず、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1を超えない額を給与から減ずる。

(5) 戒告 将来を戒める。

3 懲戒解雇及び諭旨解雇により即時に解雇する場合には、労働基準監督署の認定を受けたときは、法第20条に規定する解雇予告手当は支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、懲戒の手続き等については、国公法、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び人事院規則の例による。

(退職手当)

第18条 教員の退職手当については、政策研究大学院大学教職員退職手当規程（平成16年16規程第4号）に定めるところによる。

(兼業)

第19条 教員は学長の承認を受けて、勤務時間内又は勤務時間外に政策研究院の職務でない職務又は政策研究院の事業でない事業に従事すること（次項において「兼業」という。）ができる。

2 教員の兼業について必要な事項は、政策研究大学院大学教職員の兼業に関する規程（平成23年23規程第12号）に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、政策研究大学院大学教員定年規則(平成11年11規則第7号)附則第2項の適用を受ける者については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に定年退職するものとする。

3 この規則の施行日の前日以前における教員の行為が、国公法第82条に規定する懲戒の事由に該当するときは、当該行為に対して懲戒に処することができる。

附 則 (平成20年4月1日20規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日21規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月28日23規則第13号)

この規則は、平成23年6月28日から施行する。